

令和6年度(2024年度)八王子市自転車ヘルメット着用推進補助金交付要綱

令和6年(2024年)4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、市が開催する交通安全講座の参加者に対し、自転車ヘルメット(以下、「ヘルメット」という。)の購入費用の一部を助成する助成券を配付するとともに、助成券を適用しヘルメットを販売した事業協力店に対し補助金の交付を行うことにより、交通安全意識を高め、自転車が起因となる交通事故の抑制を図るとともに、自転車ヘルメット着用率の向上によ事故被害軽減を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年5月16日規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)助成対象者 八王子市が実施する自転車安全利用講座を受講した、八王子市内に住所を有する者(令和5年度(2023年度)に実施した同補助金交付者を除く)

(2)ヘルメット 自転車に乗車する際に着用するヘルメットで、以下のアからカまでに定める安全基準を満たすもの。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク(EN1078)

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

(CPSC1203)

カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、市長が認めるもの

(3)事業協力店 市内で自転車の小売及び点検を業とする者又は東京都自転車商協同組合八王子支部の加盟店で、市と八王子市自転車ヘルメット着用推進事業に関する協定を締結している者。

(4)自転車用ヘルメット購入費用助成券 市長が交付する書面で、その有効期間内に事業協力店に提出することにより、自転車用ヘルメットを購入するために要する費用の一部の控除を受けることができるもの。

(交付対象)

第4条 補助金は予算の範囲内において、助成対象者に対し協定に基づいてヘルメットを販売した事業協力店に交付するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、ヘルメット販売個数1個につき2,000円とする。但し、当該ヘルメットの販売金額が2,000円未満のときは、当該販売金額とする。

(交付申請)

第6条 事業協力店は補助金の交付を受けようとするときは、八王子市自転車ヘルメット着用推進補助金交付申請書(第1号様式)に自転車用ヘルメット購入費用助成券を添えて、当月分を翌月までに(3月分は3月31日までに)市長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、八王子市自転車ヘルメット着用推進補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(補助金の請求及び受領)

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた事業協力店は、八王子市自転車ヘルメット着用推進補助金請求書(第3号様式)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4)前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

3 前項のほか、助成対象者の偽りその他不正の申請により事業協力店が補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、市長の指示するところにより、助成対象者は取り消された補助の額を返還しなければならない。

(事業協力店の責務)

第10条 事業協力店は、助成事業に係る帳簿、その他資料を、助成事業の完了後、5年間保存しなければならない。

2 事業協力店は、市長若しくはその委任を受けたもの又は監査委員の監査に応じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 事業協力店は、ヘルメットの販売に伴い知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(補助金の見直し)

第12条 この補助金は、「補助金制度見直し方針(平成31年(2019年)2月)」に基づき、補助目的の達成度等の観点から評価及び見直しを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。